



を差し引いた金額を払い戻します。お客様のご利用可能残高には、取り消されていない事前承認済みの金額又は「留保」金額(上記第5条をご参照ください。)は含まれません。かかる金額は、事前承認が取り消された時点で又は「留保」金額が解放された時点でご利用いただけるようになり、カード資金に再度入金されます。取扱代理店でのカードの解約が困難な場合はカードの有効期限が切れた場合は、カードサービスまでご連絡ください。

## 12 カード資金の解約

- カードの有効期限が切れた場合又は本契約が第18条に基づき終了した場合でも、カード資金は、お客様が解約を申し出て、第11条に従い未使用残高が払い戻されるまで存続します。
- カード資金の解約が完了した場合は、必ずカード及びスピーカーカードを斜め半分に切断の上破棄してください。その際、確実にICチップを破壊し、確実に処分してください。

## 13 緊急アシスタンスサービス

- カードが有効化されてから、カードの有効期限が切れるまで又はカードを解約されるまでの間、緊急アシスタンスサービスをご利用いただくことができます。緊急アシスタンスサービスは、発行者に代わるサービス提供者であるMastercard Prepaid Management Services Limited及びその関連会社によって提供されます。
- 緊急アシスタンスサービスは、お客様だけでなく、お客様のパートナー及びお子さまにもご利用いただけます。
- 当社は、お客様が緊急アシスタンスサービスをご利用になるよう手配しますが、当社はサービスの提供者ではありません。当社は、緊急アシスタンスサービスについて、以下の事項を保証しません。
  - いつでもご利用いただけること。(b) あらゆる目的に合致すること。
  - 一定の水準を満たすサービスが提供されること。
- お客様は、緊急アシスタンスサービスについて、お客様への事前の通知なく内容が変更され、又はサービスが中止される場合があることを了承します。
- お客様は、以下の事項についても了承及び同意します。
  - 緊急アシスタンスサービスのご利用は、お客様の自己責任とします。(b) お客様が緊急アシスタンスサービスを利用したこと又は緊急アシスタンスサービスが利用できないこと若しくは中止されたことにより何らかの債務又は損失が生じた場合でも、当社は責任を負いません。(c) 緊急アシスタンスサービスについて当社に苦情を申し立てることはできません。
  - お客様は、カード購入の判断に際し、緊急アシスタンスサービスが利用可能であること、目的に合致すること又は一定の水準をもって提供されることに依拠しません。

## 14 カードの安全性

- お客様は、以下の措置を講じることにより、カード、スピーカーカード、セキュリティ情報及び暗証番号を安全に管理する義務を負います。
  - お客様以外の第三者にカード及びスピーカーカードを絶対に使用させないこと
  - カード上の磁気ストライプ又は集積回路を不正に使用しないこと
  - カード番号及びスピーカーカード番号をむやみに開示しないこと
  - カードに暗証番号を記載しないこと
  - カードとともに暗証番号を携行しないこと
  - 他の者によるアクセスが可能な場所に暗証番号を記録しないこと
  - 警察またはカードサービス若しくは取扱代理店の従業員を含む第三者に対して暗証番号を開示しないこと
  - スピーカーカードの暗証番号を第三者に対して開示しないこと
  - 当社がカード、スピーカーカード及びセキュリティ情報の安全管理について行う指図に従うこと
- 暗証番号の入力を連続して3回間違えると、暗証番号は無効になります。暗証番号が無効になった場合は、カードサービスにご連絡ください。暗証番号の有効化には24時間かかることがあり、場合によっては海外滞在中に暗証番号を再有効化する場合がございます。暗証番号が無効になった場合は加盟店においてICチップ及び暗証番号が受け付けられない場合、加盟店における取引には署名が必要になります。加盟店が署名による承認に対応していることが前提となります。

## 15 カードの紛失、盗失及び不正使用

- カードの紛失、盗失、破損若しくは不正使用の可能性を認識した場合若しくはかかる事態を疑う理由がある場合、又は第三者による暗証番号若しくはセキュリティ情報の入手を疑う理由がある場合、お客様は、直ちにカード番号又はウェブサイトに記載の情報に基づきカードサービスに連絡する義務を負います。ご連絡がより迅速な場合、その後のご利用を制限するために当社は、当該カード及びスピーカーカード、またはいずれかのカードを停止します。
- 紛失、盗失又は不正使用の詳細について、お客様に書面による確認(及び確認書における特定の情報の提供)を求める場合がありますが、お客様はこの要求に従う義務を負いません。
- お客様は、紛失又は盗失したカード又はスピーカーカードを回収するために当社及び警察が行う一切の照会及び対応に協力する義務を負います。
- 紛失又は盗失したカード又はスピーカーカードが後に発見された場合でも、カードサービスによりかかるカードが利用可能であることが確認されるまではカードを使用しはなりません。

## 16 不正取引に対する責任

- お客様は、自ら承認したすべてのカード取引について責任を負います。また、お客様が承認していない取引であっても、お客様が(a)不正を行った場合、(b)お取引条件に反してカードを使用した場合、(c)カードの紛失、盗失若しくは不正使用を認識した時点で第15.1項に従い当社に通知することをお知らせください。第14.1項に従ってカードの安全性を保つために必要なあらゆる合理的な措置を講じたことを怠った場合、又は(e)覚えのないカード取引履歴に気付いた時点で第16.2項に従い当社に通知することを怠った場合には、お客様は責任を負います。
- 取引について紛争が発生した場合、お客様は、遅やかに(合理的な場合当取引後120日以内に)当社に通知する義務を負います。
- 第16.1項に従ってご請求を前提として、不正なカード取引についてはお客様が責任を負いません。当社は、お客様の責に帰せらぬ不正取引について、当該取引の金額及び手数料を没収しますが、お客様が被ったその他の損失については責任を負いません。
- お客様のカードによる取引について真実を申し立てる場合は、ウェブサイトにおいて入手可能な「真実申立て」に記載の上、カードサービス宛てにcardservicesjp@mastercard.comまで電子メールにて又は0044 1733 502370までファクシミリにて送信してください。

## 17 代替カード

- 取扱代理店に直接お越しいただくか、カードサービスにご連絡いただくことにより、紛失/盗失又は破損したカードの代替カードをご請求いただけます。代替カードの発行に際し、事前(身分証明書の提示をお願いする場合があります)。代替カードは、普通郵便によりご指定の住所宛てにお送りします。事前にご滞在中であっても、滞在先及び利用可能性によっては代替カードをお送りできる場合があります。オリジナルカード及びスピーカーカードの両方を同時に交換することになりますので、ご注意ください。
- 海外にご滞在中は、カードサービスにご連絡いただくことにより、代替カードの代わりに、世界各地の店舗を通じて現金をご用立てし、又はお客様に現金を送金できる場合があります。

## 18 契約の終了

- お客様は、カードサービスに書面又は電子メールにて通知することにより、いつでも本契約を終了することができます。カード資金は、上記第12条に従い解約することができます。
- 発行会社は、以下に定める正当な理由(これらに限られません)がある場合には、通知の有無にかかわらず、お客様に対して何らの責任も負わずに、カードの返却、カード利用の取消し若しくは停止または本契約の終了を求めることができます。
  - 発行会社がカードの不正使用があった又はそのおそれがあると判断した場合。
  - お客様がお取引条件や条項に違反した場合。
  - 発行会社がカードの違法な使用を疑った場合。
  - お客様がカードのお申込みに際し、虚偽、不正又は不完全な情報を当社に提供した場合。
- 発行会社は、お客様に30日以内に事前の通知なく、上記以外の理由により、又は理由を挙げることなく、本契約を終了することができます。
- 本第18条に従い本契約が終了した場合でも、カード資金は第12条に従いお客様が解約するまで存続します。

## 19 お取引条件の変更

- 当社は、お客様に20日以上前の通知を行うことにより(通知方法の詳細については下記第22条をご参照ください。)、自らの裁量でお取引条件を変更することができます(新たな手数料の導入並びに手数料又は限度額及びサービス内容の変更を含みます)。
- 当社は、法律又はその他の法的義務を遵守するために必要な措置を講じる限り、お取引条件には違反しません。
- 当社は、当社のシステム、カードプログラムのシステム、取引処理システム又はカード資金の完全性及び完全性を回復又は維持するための緊急の変更に必要な措置を講じる限り、お取引条件には違反しません。

## 20 お客様の個人情報

- カードを購入したお客様は、当社、当社のサービス提供者又は取扱代理店が、お取引条件に基づきお客様の個人情報を収集、使用及び開示することに同意します。お客様がこれに同意されない場合、カードをご利用いただくことはできませんので、カードのご購入はお控えください。
- お客様は、ご住所及びその他のご連絡先に変更があった場合、カードサービスに連絡することにより、直ちに当社に通知する義務を負います。お名前に変更があった場合もカードサービスにご連絡ください。お客様から頂いたご連絡先に従って送付した通知又は通信をお客様が受領されない場合でも、当社は責任を負いません。
- カードを購入又はカードに資金を追加される際には、当社、当社のサービス提供者又は取扱代理店への情報(身分証明書を含まず)の提供を求められる場合があります。
- 当社は、個人情報を安全に管理し、個人情報保護方針に基づき保護するためにあらゆる合理的な予防措置を講じます。個人情報保護方針は、ウェブサイトに掲載していますが、リフレットの内容でもご利用いただけます。
- 当社は、カードサービスの提供を円滑に行い、お取引条件の遵守状況を監視するために、また、情報分析、マネーロンダリング防止、犯罪防止、法令遵守及び不正行為防止を目的として、第三者にお客様の個人情報を開示する場合があります。お取引条件に基づくお客様の債務の回収を目的とし、取立代行業者及び弁護士に個人情報を開示することもあります。
- お客様は、当社または当社の関連会社、関連商社及びサービス、宣伝活動に当社が随時行う顧客アンケートにお客様の個人情報を提供するに同意します。このような情報の受取りを希望されない場合には、電子メールの「配信停止」ボタンをクリックすれば、配信を停止することができます。
- お客様の個人情報は、カード利用を実行する目的に限って日本国外で処理されますが、すべてのサービス提供者は、お客様の個人情報を保護するために適切な対策を講じることが義務付けられています。
- 法令、裁判所命令又はお取引条件に準拠するお客様と発行会社との間の契約に基づく当社の権利及び義務の譲受人である事業体若しくは者によって要求又は許可された場合を除き、上記以外の目的でお客様の個人情報が共有又は使用されることはありません。
- 当社は、カードの有効期限の経過後又はお客様のカード資金の解約後も必要な個人情報や、上記と同一の条件に基づき引き続き保有します。
- お客様は、当社がお客様について保有する個人情報を当社に通知するよう、カードサービスを通じて当社に請求することができます。その際には書面による請求が必要となります。当社は、お客様の個人情報について、情報が不正であることを認識した場合これを削除し、誤りがあることを認識した場合は是正を行います。

- お取引条件に基づくサービス提供の円滑化、安全確保及びサービス水準の維持向上のため、すべての通知は録音または電子メールの対象となります。

## 21 当社の責任

- 当社は、以下の事由に起因して損失が発生した場合でもお客様に対して責任を負いません。
  - お客様の指図が十分に明確でなかったこと
  - お客様が正確な情報を提供しなかったこと
  - 当社の合理的な配慮の及ばない事由による不履行
  - システム障害又は労働争議
  - ATM又は店頭取引端末がカードを拒否し又はカードを受け付けることができなかったこと
  - カードの受け付けが拒否された旨をお客様に通知する方法
  - 間接的、特別又は派生的な損失
  - お客様によるカード又はスピーカーカードが発行又は使用される間の通貨法の違反
  - お客様とカードを利用して購入した商品またはサービスの供給業者との間の紛争
  - 政府、法令又は裁判所命令により義務付けられた措置が当社が実施すること
  - お取引条件の他の条項において明示的に除外又は留保される事項
- 法律により別段の要求がなされる場合を除き、また、お取引条件に定める通り、当社は、お客様は第三者がカードに関連して何らかの損失を被った場合でも、お客様に対して責任を負いません。但し、かかる損失が当社によるお取引条件の違反又は当社の重大失による場合はこの限りではありません。
- ATM及び店頭取引端末又は当社が所有又は運用するものではない場合、当社は、ATM及び店頭取引端末がカードを受け付けることを保証する責任を負いません。当社は、お客様のカードで購入された商品若しくはサービスの品質又はかかる商品等の運用者が請求する追加手数料に関する紛争については、お客様に対して責任を負いません。
- 当社は、お取引条件に追加するサービスを提供することのみを取扱代理店に許可しているものであり、取扱代理店がお客様に提案又は提供するその他の商品又はサービスについては、一切責任を負いません。

## 22 通信

- お客様は、当社が、お取引条件に基づき又は関連して、以下のいずれかの方法により書面の通知その他の通信を行うことがあることに同意します。
    - 当社が知る最新の住所又は郵送先宛ての書面の送付
    - 手交又は当社が知る最新の住所若しくは郵送先への持参
    - 当社が知る又は通知及び通信の送付先としてお知らせいただいた最新の電子メールアドレス又はファクシミリ番号宛ての電子通信
    - 通知又は通信がお客様個人宛てのものではない場合-日本の全国紙又はウェブサイトの内容における通知の掲載
  - お客様宛ての通知その他の通信を電子メールにより行う場合、通知又は通信の内容は、以下の形でお知らせします。
    - 電子メール本文への記載
    - 電子メールに添付の電子文書への記載
  - お客様によるアカウントに「マイアカウント」において提供(その旨及び当該情報の要旨をお知らせし、「マイアカウント」へのリンク等、当該情報を容易に電子取得できる手段を備えた電子メールを送信します)。
  - 当社がお客様に対して通知その他の通信を行った場合、以下の通りとなります。
    - 書面の送付による場合-通常の郵送過程において配達されるはずの時に受領したものとみなされます。
    - 手交又は持参の場合-手交又は持参された日に受領したものとみなされます。
    - 電子通信による場合-送信された日に受領したものとみなされます。
- 当社は、お取引条件に定める方法のほか、法律により許容又は要求される方法を用いて通知その他の通信を行うことがあります。当社が、法律により特定のの方法を用いることを義務付けられる場合には、かかる方法により行います。

## 23 第三者

- 当社は、お客様との間の契約に基づく自己の権利及び義務を他の者又は企業に譲渡することができます。この場合、本契約の譲受人となる者又は企業は、当該契約に基づく当社の権利及び義務をすべて引き受けます。それ以外、お取引条件において「当社」という場合は、本契約の譲受人となった者又は企業を指すものと解釈されます。
- 第23.1項に定める場合を除き、お取引条件のいかなる条項も、お客様と当社の間の本契約の条項を執行する利益又は権利を第三者に付与するものではありません。

## 24 お客様による確認

- お客様は、当社に対して以下の事項を表明及び保証します。
  - 常に日本の法権期間との間で良好な関係を維持し、本契約期間中のいかなる時点においても、(i)若しくは、(ii)暴力団の構成員、(iii)過去5年間に暴力団に属していたことがある者、(iv)暴力団の構成員、(v)暴力団と関係のある法人、(vi)法人から利益を搾取する目的で違法な活動に関与している可能性のある個人、(vii)違法な利益を取る目的で何らかの活動に関与している、かつ、若しくは、公序良俗を脅かす可能性のある個人、(viii)暴力団との間に何らかの金銭的関係を有する団体若しくは個人、及び(vix)上記に類する者かつ知り得ないこと。
  - (i)又は(ii)何らかの違法な行為及び、若しくは要求、(iii)業務のために脅迫及び暴力を用いる行為、(iv)虚偽表明及び、(v)又は(vi)手交以外に第三者の評判を損なう行為及び(vii)営業を妨害する行為、及び(viii)上記に類する行為を行ったり、また第三者にも行わせたいこと。
  - (c) (i)の時から現在に及ぶ期間に関する法律に基づく制裁の対象となっている国(外国為替及び外国貿易法に定める朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮))及びイラン・イスラム共和国(イラン))を含みますが、これらに限られません。)に対する制限に関連してカードを使用しないこと(かかる制限には、(i)北朝鮮及び、若しくはイランからの役務若しくは商品の輸入(買取取引)を含みます。又はかかる取引のための送金、(ii)北朝鮮及び、若しくはイランからの核及び、若しくは北朝鮮とイランの他の大量破壊兵器の取得若しくはこれらへの輸出又は取得若しくはイランのための送金、又は(iii)北朝鮮及び、若しくはイランにける核活動若しくは核計画への出資(核活動若しくは核計画及び核兵器運搬手段の開発を含みます。))に対する制限を含みますが、これらに限られません。))。

## 同意事項

- 以下の事項に同意します。
- 外為法に規制される、北朝鮮の貿易に関する支払規制、または北朝鮮-イランの資金使途規制に関連して取引を行うものではありません。
  - 北朝鮮に住所/居所を有する自然人や主たる事務所を有する法人等、およびこれらに実質的に支配されている法人等に対する取引を行うものではありません。
  - 私をカードを有するまたはマネーロンダリングに関連して取引を行うものではありません。また、反社会的勢力またはこれに類する団体に対してはなりません。
  - 外国の政府などとの機関において重要な地位を占める者、過去そうであった者、あるいはその家族ではありません。

## 25 準拠法

- お取引条件及びお客様と発行会社との間の本契約は日本の法律に準拠し、お取引条件又は本契約に関する法的な問題は同法に基づき判断されます。
- お客様は、お取引条件又はお客様と発行会社との間の本契約に関して紛争又は法的な問題が生じた場合、日本の東京地方裁判所がこれを審理及び判断する非専属的管轄権を有することに同意します。

## 26 その他

- マルチカレンシー・キャッシュ(サポート)は、Mircrusd Asia/Pacific Pte. Ltd.の許諾に基づきトラベルックスジャパン株式会社が発行します。Mastercard®及びCircuit®は、Mastercard International Incorporatedの登録商標です。トラベルックスジャパン株式会社は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき資金移動業者として登録されています(関東財務局長第0001号)。所在地:107-0052東京都港区赤坂2-9-11オックス赤坂2丁目ビル6階。

## マルチカレンシー・キャッシュ(サポート)のお申込み及びご利用に当たっては、次の点にご注意ください。

### 1 認諾防止のための表明

- カードは、銀行等が利用を拒否するものではありません。
- 当カードは、預金若しくは貯金又は定期預金等を受け入れるものではありません。
- カードは、預金保険法(昭和40年法律第34号)第53条又は農水産業総合貯蓄金保険法(昭和48年法律第53号)第55条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
- トラベルックスジャパン株式会社は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」といいます。)第44条の規定に基づき、株式会社三井住友銀行との間で、履行保証金完全契約を締結しております。
- カードを保有するお客様は、資金決済法に基づき履行保証金制度によって保護されます。
- カードを保有するお客様は、資金決済法第59条に基づき履行保証金についての権利の実行の手続きにおいて、遅延を受ける権利を有します。

### 2 マルチカレンシー・キャッシュ(サポート)に関するその他の重要事項

- カードの有効期間(本契約の期間)は、プライベートカードMastercardマルチカレンシー・キャッシュ(サポート)についてはカード発行日より最長5年とします。ただし、本契約に従い、有効期限終了前にお客様との契約が終了する場合があります。
- 有効期限の終了直前にカードを解約される場合には、ウェブサイトで「キャッシュ(サポート)清算依頼書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、必要書類を添えて当社でファクシミリで送信してください。ダウンロードできない場合は、カードサービスで電話または電子メールでご連絡ください。必要事項を記入した「キャッシュ(サポート)清算依頼書」をオリジナルカード(又は代替カード)及びスピーカーカードとともにご提出いただくことにより、日本国内の各取扱代理店でもカードを解約いただけます(身分証明書の提示が必要となります)。なお、本契約をされる場合、手数料500円(消費税を含みません)を申し付けます。また、未使用残高については原則としてお客様の日本国内の銀行口座に返金される場合があります。その際、振込手数料が発生する場合には、お客様がこれを負担する必要があります。また、未使用残高からこれらの手数料を控除した額をお客様の銀行口座に振り込みます。その他、解約時の取扱いについては本契約をご覧ください。
- パスワード、電子メールアドレス等のセキュリティ情報の設定については、カードとともにもお渡しする書面をお読みください。購入時に設定された利用目的の変更を希望される場合は、事前にカードサービスまでご連絡ください。
- マルチカレンシー・キャッシュ(サポート)に関する苦情又はご相談は、電話(電話番号はご利用ガイドおよびウェブサイトでご確認ください)または電子メール(cardservicesjp@mastercard.com)でカードサービスまでご連絡ください。
- 当社がご提案する紛争解決策にご納得いただけない場合は、資金決済法に基づき当社が紛争解決を委託している下記の第三者機関にお申し出いただくこともできます。

- 苦情対応: 一般社団法人日本資金決済業協会 (www.s-kessai.jp) 電話:03-3556-6261
- 紛争解決: 東京弁護士会紛争解決センター 電話:03-3581-0031  
第一東京弁護士会仲裁センター 電話:03-3595-8588  
第二東京弁護士会仲裁センター 電話:03-3581-2249